

平成31年 月 日
環 発第 号

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、国立公園内の利用拠点の滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における満足度を向上させることを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、国立公園内の利用拠点滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園における満足度を向上させる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 民間事業者等

ただし、別表第1に掲げる事業のうち、国立公園利用拠点計画策定支援事業を除く。

イ 地方公共団体

ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ただし、別表第1に掲げる事業のうち、国立公園利用拠点計画策定支援事業を除く。

（3）対象地域要件

間接補助金の交付の対象となる地域は、自然公園法第36条に基づき指定された集

団施設地区内、又は自然公園法第20条に基づき指定された特別地域内において国立公園利用者サービスを提供する施設が集積している地域とする。

（4）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（5）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

（6）交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条及び第16条並びに第17条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

（7）間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、決定するものとする。

② 補助事業者は、環境省自然環境局長と協議の上、間接補助金交付先の採択を行う。

③ 補助事業者は、②に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①及び②に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

（８）消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

（９）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

（１０）間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

（１１）間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

（１２）事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から９月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

（１３）複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、２年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第４ 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第５ その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年〇月〇日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 交付額の算定方法
国立公園利用拠点計画策定支援事業	国立公園利用拠点計画策定を行う事業。 当該計画の内容等については別添に定める。	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	ア. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ. アにより算出された額と第3欄に掲げる間接補助対象経費とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
国立公園利用拠点上質化整備事業	国立公園利用拠点計画に基づき実施する以下の事業。 （対象事業の内容については、別表第2に定めるものとする） 1) 廃屋撤去事業 2) インバウンド対応機能強化事業 3) 文化的まちなみ改善事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第3に定めるものとする。）	ア. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ. アにより算出された額と第3欄に掲げる間接補助対象経費とを比較して少ない方の額に第3欄の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第2

項目及び内訳	事業内容
<p>1 廃屋撤去事業</p> <p>廃屋の撤去</p>	<p>国立公園利用者サービスを行う建築物又はこれに附属する工作物であって、使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地に存する立木その他の土地に定着するもの（以下、「廃屋」という）のうち、撤去後の跡地又は一部撤去した後の建築物が地域活性化のための利用に供されるものの撤去、処分を行う事業。（撤去後の簡易な土地造成等を含む。）</p>
<p>2 インバウンド対応機能強化事業</p> <p>一 多言語サイン・標識の整備</p> <p>二 公衆無線 LAN 環境整備</p> <p>三 トイレ洋式化</p>	<p>国立公園利用拠点において訪日外国人利用者向けの誘導案内を主目的とする多言語標識・サインの設置及び改修を行う事業。但し、国立公園多言語解説等整備事業で対象となる国立公園の自然資源等に関する多言語解説を行う案内板等は対象としない。</p> <p>国立公園利用拠点において訪日外国人を含む国立公園利用者が広く利用できる施設等において無料公衆無線 LAN による通信に必要な設備等を設置する事業</p> <p>国立公園利用拠点において訪日外国人を含む国立公園利用者が広く利用できる施設等において洋式トイレの整備を行う事業。但し、新築の駆体工事は対象としない。</p>
<p>3 文化的まちなみ改善事業</p> <p>一 外構修景</p> <p>二 建築外観修景</p> <p>三 建築設備等修景</p> <p>四 その他</p>	<p>以下の事業で、利用拠点における文化的資産への国立公園利用者の誘導、文化的資産との連携の効果を発揮するものに限る。</p> <p>国立公園利用拠点において国立公園利用者向けサービスを行う施設の外構における、門、塀、さく、植栽、街灯等の整備。</p> <p>国立公園利用拠点において国立公園利用者向けサービスを行う施設の新築、増築、改築、大規模な修繕及び大規模な模様替に係る工事費のうち、外観に係る費用。</p> <p>国立公園利用拠点において屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善。</p> <p>国立公園利用拠点において温泉設備の修景、ストリートファニチャーや案内板の整備その他良好な文化的まちなみ形成のため必要な事業。</p>

別添

国立公園利用拠点計画について

- 1 「国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）交付要綱」別添の「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」（以下「実施要領」という。）別表第1に規定する国立公園利用拠点計画（以下「拠点計画」という。）は、市町村が作成することを基本とするが、直轄事業や都道府県事業が含まれる拠点計画とする場合は、環境省、都道府県との連名で作成する。
- 2 拠点計画は、対象地域の関係者による協議会等において、地域として目指すべき方向や目標を設定し、各主体が協力して、事業内容や実施予定時期等を調整しながら作成するものとする。
- 3 拠点計画は作成後速やかに様式1により環境大臣に提出するものとする。
- 4 拠点計画は、実施要領別表第1に掲げる事業及び関連する各種事業について、様式2及び参考図面により、記載例を参考に作成するものとする。
- 5 前項に規定する参考図面とは、直轄事業及び国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）を充てて実施しようとする補助事業の概ねの位置及び相互の関連性がわかる図面をいい、参考様式（記載例を含む。）を参考に作成するものとする。
- 6 拠点計画を変更する場合、様式3により環境大臣に提出するものとする。

様式 1

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

提出者

国立公園利用拠点計画について

「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」別添第 3 項に基づき、別添のとおり
国立公園利用拠点計画を取りまとめたので提出する。

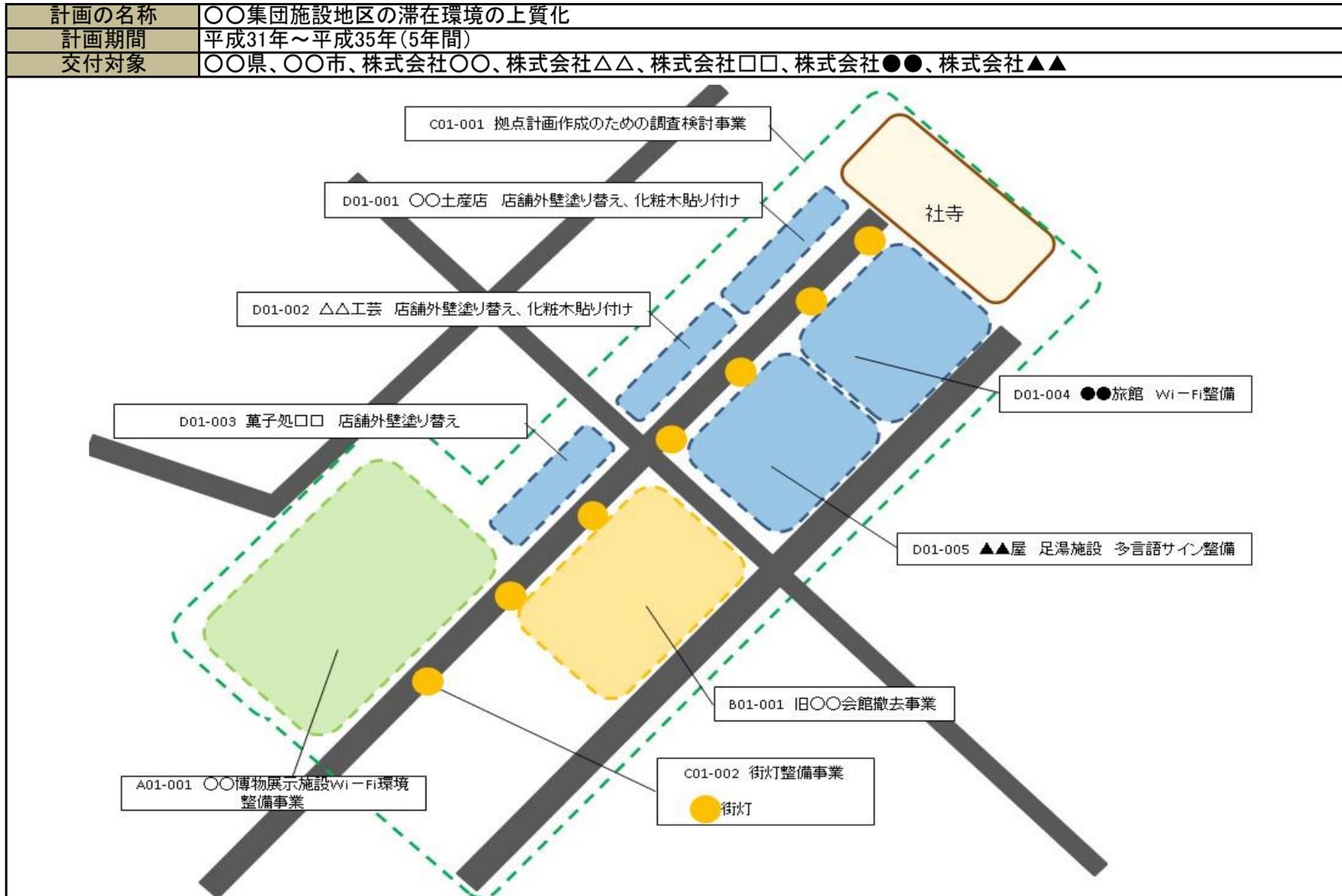
C 市町村事業(〇〇市)

市町村事業 (〇〇市)	番号	公園事業種別	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)
					H31	H32	H33	H34	H35	
		一体的に実施することにより期待される効果								
		備考								
	C01-001		拠点計画作成のための調査検討事業	園地、案内所、博物館展示施設、店舗等 〇〇ha	■	■				〇〇
		平成〇年から〇〇地域協議会で検討を行っている「〇〇再生計画(案)」の検討内容をベースに、地域再生に関する有識者も加えて旧〇〇会館跡地の活用に関する具体の施設規模や配置等の検討を加え、地域が共有する利用拠点計画とする。								
	C01-002	外構修景	街灯整備事業	〇〇通り 〇〇m、照明灯〇基、足元灯〇基			■	■		〇〇
		統一されたデザインコードにしたがって、地域に溶け込んだ街灯を整備することで、観光宿泊客の夜間の安全快適な湯巡り、土産物屋巡りなどを促し、活性化につなげる。								

D 民間事業

民間事業	番号	公園事業種別	交付対象	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)
						H31	H32	H33	H34	H35	
		一体的に実施することにより期待される効果									
		備考									
	D01-001	建築外観修景	株式会社〇〇	〇〇土産店 店舗外壁塗り替え、化粧木貼り付け	外壁〇㎡			■	■	■	〇〇
		外壁のデザイン統一を行うことで、〇〇寺の門前町の雰囲気を感じられるまちなみに改善する。									
	D01-002	建築外観修景	株式会社△△	△△工芸 店舗外壁塗り替え、化粧木貼り付け	外壁〇㎡			■	■	■	〇〇
		外壁のデザイン統一を行うことで、〇〇寺の門前町の雰囲気を感じられるまちなみに改善する。									
	D01-003	建築外観修景	株式会社□□	菓子処□□ 店舗外壁塗り替え	外壁〇㎡			■			〇〇
		外壁のデザイン統一を行うことで、〇〇寺の門前町の雰囲気を感じられるまちなみに改善する。									
	D01-004	公衆無線LAN環境整備	株式会社●●	●●旅館 Wi-Fi整備			■				〇〇
		明治期の貴重な建築様式を残す旅館1階を旅行者の立ち寄り見学、休憩スペースとして一般開放しており、Wi-Fi環境を整えることで利便性の向上、SNS情報発信の充実が期待できる。									
	D01-005	多言語サイン・標識の整備	株式会社▲▲	▲▲屋 足湯施設 多言語サイン整備	多言語サイン整備箇所 〇〇			■			〇〇
		旅館前に足湯施設を整備して一般開放しており、利用上の注意看板を多言語化することで、外国人利用者が円滑かつ安全に利用できる施設とする。									

(参考様式) 参考図面 国立公園利用拠点整備支援事業 記載例



別添 様式3

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

提出者

国立公園利用拠点計画の変更について

「国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業実施要領」別添第6項に基づき、別添のとおり国立公園利用拠点計画を変更したので提出する。